

平成 25 年 第 2 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 25 年第 2 回東彼杵町議会臨時会は、平成 25 年 5 月 27 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峰 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 発議第 3 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 発議第 2 号 議会広報編集特別委員会の廃止に関する決議
- 日程第 5 常任委員の選任
- 日程第 6 議長の常任委員の辞任
- 日程第 7 議会運営委員の選任
- 日程第 8 選挙第 1 号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
- 日程第 9 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 10 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 11 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 8 号))

- 日程第 12 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 13 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 14 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 15 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 16 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 17 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 18 報告第 1 号 専決処分の報告について
(里一ツ石線改良工事 (10 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)
- 日程第 19 報告第 2 号 専決処分の報告について
(遠目中央線改良工事 (13 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)
- 日程第 20 委員会の閉会中の特定事件 (所管事務) 調査の件
- 日程第 21 議席の変更について

開会（午前9時34分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。只今から平成25年第2回東彼杵町議会臨時会を開会します。

会議を始める前に、1番議員福田修君から欠席の届けが出ております。許可を致しております。

それではこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森敏則君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、2番議員橋村孝彦君、3番議員浪瀬真吾君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（森敏則君）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 発議第3号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

日程第3 発議第3号、東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、橋村君。

○議会運営委員長（橋村孝彦君）

提出の理由を申し上げます。議会広報編集常任委員会設置に伴い、当該委員長を議会運営委員に加えるため。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略

したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第2号 議会広報編集特別委員会の廃止に関する決議

○議長（森敏則君）

次に、日程第4 発議第2号、議会広報編集特別委員会の廃止に関する決議を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。議会広報編集特別委員長、樋口君。

○議会広報編集特別委員長（樋口庄次郎君）

提案の理由を説明いたします。議会広報編集常任委員会が本日付で決定しました。以上でございます。

大変失礼しました。

提案の理由を申し上げます。議会広報編集常任委員会が本日付で設置するためでございます。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議会広報編集特別委員会の廃止に関する決議は、原案のとおり可決されました。

日程第5 常任委員の選任

○議長（森敏則君）

それではこれより、議会人事を行いますので、執行部の退席をお願いいたします。

暫時休憩。

暫時休憩（午前09時39分）

再開（午前09時40分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

日程第5 常任委員会の委員選任を、常任委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。常任委員会委員を次にとおり指名します。

総務厚生常任委員に本下利之議員、滝川初夫議員、樋口庄次郎議員、吉永秀俊議員、福田修議員、岡田伊一郎議員、以上6名。

次に、産業建設文教常任委員に堀進一郎議員、後城一雄議員、橋村孝彦議員、佐藤隆善議員、浪瀬真吾議員、森敏則議員、以上6名。

次に、議会広報編集常任委員に滝川初夫議員、橋村孝彦議員、佐藤隆善議員、吉永秀俊議員、浪瀬真吾議員、岡田伊一郎議員、以上6名。

それぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って常任委員会委員は、只今指名しましたとおり選任することに決定しました。

この後休憩を挟み、委員会条例第8条第2項の規定によって、それぞれ各委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選いただきます。

総務厚生常任委員会は本会議場で、次に産業建設文教常任委員会は議員控室でお願いします。

以上委員会終了次第、議会広報編集常任委員の方は、議長室にお集まりください。

尚、互選され決定のうへは、委員、各委員長より報告を願います。
それではこれより、暫時休憩致します。

暫時休憩（午前09時42分）

再開（午前10時05分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、各常任委員会より、委員長、副委員長の決定の通知を受け入れましたので、報告いたします。

総務厚生常任委員会委員長に岡田伊一郎君、副委員長に滝川初夫君。

次に、産業建設文教常任委員会委員長に浪瀬真吾君、副委員長に後城一雄君。

議会広報編集常任委員会委員長に佐藤隆善君、副委員長に滝川初夫君。

以上のとおりです。

次に、これより日程外の各種会議の選出議員の推薦を行います。

各種会議選出議員の推薦につきましては、申し合わせ事項により、学級給食運営委員に、産業建設文教常任委員会から1名となっており、産業建設文教常任委員会から推薦が挙がっております。従って学校給食運営委員に、佐藤隆善君を推薦したいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って只今推薦のとおり決定をいたしました。

ここで除籍のため副議長と交代をいたします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時06分）

再開（午前10時08分）

日程第6 議長の常任委員の辞任

○副議長（本下利之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議長の常任委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

○議長（森敏則君）

はい。

○副議長（本下利之君）

議長は議会の代表権が与えられて、更に各委員会に出席して発言できる等、議会全体を統理しなければならない立場にあります。このような理由により常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり、許可する事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。従って、森敏則議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の入場を許し、議長と交代のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時09分）

再開（午前10時10分）

日程第7 議会運営委員の選任

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任について委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名を致します。

それでは名前を読み上げます。本下利之議員、堀進一郎議員、滝川初夫議員、橋村孝彦議員、浪瀬真吾議員、佐藤隆善議員、岡田伊一郎議員、以上。

○—△—

暫時休憩をお願いします。

暫時休憩（午前10時10分）

再開（午前10時11分）

○議長（森敏則君）

訂正いたします。岡田伊一郎議員、本下利之議員、樋口庄次郎議員、浪瀬真吾議員、橋村孝彦議員、堀進一郎議員、佐藤隆善議員、以上7名です。以上7名を、議会運営委員に指名をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議会運営委員は只今指名しましたとおり選任する事に決定しました。

この後休憩し、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長を開いていただき、委員長、副委員長の互選をお願い致します。

尚、委員会は議員控室でお願いいたします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時12分）

再 開（午前10時24分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので報告をいたします。

議会運営常任委員会委員長に樋口庄次郎議員、副議長に堀進一郎議員、以上のとおりです。

日程第8 選挙第1号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

○議長（森敏則君）

次に日程第8 選挙第1号、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。

5月27日本日、本下利之議員、岡田伊一郎君、福田修君から、一身上の事由により東彼地区保健福祉組合議会議員を辞職したいとの申し出があります。

福祉組合議会議員につきましては、会議規則第5条第2項の規定により、議長及び議員の内から選挙された者を以って充てるということになっております。従って議長を除き、3名の議員の選挙を行います。選挙をお願いします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って選挙の方法は指名推薦とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名する事にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議長が指名する事に決定しました。

東彼地区保健福祉組合議員に、議長の他、本下利之君、浪瀬真吾君、岡田伊一郎君以上3名を指名します。

お諮りします。只今議長が指名した議員を、東彼地区保健福祉組合議会議員の当選人と定める事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って只今指名しました、議長の他、本下利之君、浪瀬真吾君、岡田伊一郎君、以上3名が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。

只今当選されました、本下利之君、浪瀬真吾君、岡田伊一郎君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をします。

ここで執行部入場のため、暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前10時27分）

再 開 (午前10時48分)

日程第 9 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町税条例の一部を改正する条例)

日程第 10 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長 (森敏則君)

休憩前に戻り会議を続けます。

日程第 9 議案第 35 号、専決処分の承認を求めることについて (東彼杵町税条例の一部を改正する条例)、日程第 10 議案第 36 号、専決処分の承認を求めることについて (東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、以上 2 議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長 (渡邊悟君)

議案第 35 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治体第 179 条第 1 項の規定によっても、下記事項について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めます。東彼杵町税条例の一部を改正する条例でございますが。詳細につきましては 3 月 22 日ですかね、3 月の定例議会の中で全協の中で説明いたしました、住宅ローンの問題とか、それから固定資産税の地震等の備蓄に関するものでございます。詳細につきましては税務課長の方から説明させます。

続きまして、議案第 36 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治体第 179 条第 1 項の規定によっても、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めます。東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましても全協の際に申し上げましたとおり、国保から後期高齢者への移行等によります、単身世帯等の軽減を行うものでございます。詳細につきましては税務課長から説明させます。よろしく願いいたします。

○議長 (森敏則君)

税務課長。

○税務課長 (三根貞彦君)

それでは、東彼杵町税条例の一部改正の専決処分について。先に配付しておりました、資料 1 によって主な改正点の説明を加えたいと思います。

資料に、新旧対照表の該当ページにも記載しておりますので、併せてご覧頂きたいと思っております。

尚、条文の改正につきましては、新旧対照表のとおりとなっております。

それでは改正の内容、(3)になります。制定附則第 3 条の 2 項 1 款、及び第 2 項、延滞金の割合等の特例、並びに制定附則第 4 条、納期限の延長にかかる延滞金の特例、新旧対照表の 4 から 5 ページになりますけれども、平成 26 年 1 月 1 日以後の延滞金及び還付加算金の税率、税率の改正を行うものです。表に記載のとおり延滞金の利率の現行の 14.6% から 9.3% に、還付加算金の現行の 4.3% が 2.0% になります。

次に(5)、制定附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、新旧対照表の5から6ページになりますけれども、これは消費税率、引き上げに伴う影響を平準化する観点から、平成26年4月1日以後の入居者については、特例的な措置として所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税を控除しきれなかった額を、個人住民税から控除される期間が現行の平成35年までが、平成39年度までの4年間延長されるものでございます。控除額も7%、最高136,500円に拡充されるということになっております。

次に(7)、制定附則第10条の2、新旧対照表の6ページになりますけれども、この条文は固定資産税の課税標準の特例の割合を、市町村の判断で国が定める参酌標準を基に、独自に条例で規定する条文でございまして。

第1項下水道除害施設、第2項特定都市雨水貯留浸透施設、及び第3項管理協定を締結した民間の備蓄倉庫の課税標準を、国の参酌標準どおり助成、規定いたしました。下水道除害施設は4分の3に、特定都市雨水貯留浸透施設及び管理協定を締結した民間の備蓄倉庫は3分の2に規定を受けたものでございます。尚、備蓄倉庫につきましては、平成26年度以後の年度分の固定資産税に適用されます。

次に(11)、制定附則第22条の2第2項及び第3項、新旧対照表の8から9ページになりますけれども、東日本大震災により居住の用に供することが出来なくなった者の相続人、当該家屋に居住していた者に限りませんが、平成25年1月1日以後に当該家屋の敷地を譲渡した場合、特例の課税措置によって課税される事になります。

以上の税条例の改正についての説明を終わります。

次に、東彼杵町国民健康保険税条例の一部改正について、改正内容についてご説明申し上げます。

改正内容(1)になります。特定世帯にかかる世帯別平等割額を最初の5年間2分の1に減額する。これは現行措置でございましてけれども、これに加えましてその後3年間4分の1減額する措置に拡充されました。これは特定継続世帯ということで謳っております。内容につきましては、その表のとおりでございまして。

(2)制定附則第15条、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の特例、対照表の4ページになりますけれども、これは関係法令の改正に伴って条文の整理を行ったものでございます。尚、平成26年1月1日施行することになっております。

以上説明を終わります。よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それではこれから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせ下さい。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号、議案第36号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 35 号、議案第 36 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 35 号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから、議案第 36 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 36 号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 11 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））

○議長（森敏則君）

次に日程第 11 議案第 37 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 37 号、専決処分の承認を求めることにつきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成 24 年度の東彼杵町一般会計補正予算でございます。詳細につきましては財政管財課長から説明を致します。

○議長（森敏則君）

財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

27 ページをお願い致します。一般歳出、2 款 1 項 5 目財産管理費ございますけれども、こは剰余金の処分といたしまして、その積立金と致しまして、庁舎整備基金に 30,000 千円、

みどりの基金に20,000千円、それぞれ積立を行っております。

6目の財政調整基金につきましては、公債費の繰上償還財源とするために、減債基金への積立を行っております。

11の地域づくり推進事業につきましては、時間外勤務手当の実績減でございます。

28ページをお願い致します。2款2項1目税務総務費でございますが、19節23節いずれも実績減でございます。

29ページ。3款1項1目、社会福祉総務費でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金でございますけれども、その一部にあります出産一時金の実績が減少したための金額ということになります。

2目の老人福祉費につきましては、養護老人ホームの退所による措置費の減額。

3目の障害福祉費につきましても、13節19節20節、いずれも障害福祉サービスの実績減でございます。

6目後期高齢者医療費につきましては、共に高額医療対象者の減少、それから低所得者層に対する保険料の公費保険対象者の実績による減額ということでございます。

31ページをお願い致します。3款2項1目児童福祉総務費につきましては、委託料が学童保育の障害児受け入れの実績がなかったことによる、指導員の配置の解任。地域子育て支援拠点事業につきましては、事業の実績による減額ということでございます。19節、ほのぼの育成事業補助金につきましては、対象施設が除外されたことによる減額。放課後子ども健全、放課後子ども環境整備事業の対象事業から一部不採択となったということで、減額をいたしております。扶助費につきましては、福祉医療費の実績減ということになります。

2目の児童運営費につきましては、19節いずれも実績による減になっています。このうち2行目の障害児保育事業補助金につきましては、重度、それから軽度の障害児の入所実績による減額ということでございます。認可保育施設運営支援事業金につきましては、当初予算計上時には、対象児童数に基本単価を乗じたものを最大値として計上致しておりましたが、最終的には運営費から特定収入を除く補填額、これがいずれかの定額を対象とするという事業の中身でございまして、この度の実績減となったものでございます。

飛びまして33ページをお願い致します。4款1項2目、予防費でございますが、ガン検診が、婦人ガン検診の受診者数の実績が減少したものでございます。個別予防接種委託料につきましては、不活化ポリオ、日本脳炎、肺炎球菌、子宮頸ガン等の予防接種者数の実績による減額ということでございます。

3目の環境衛生費につきましては、公共下水道事業、大野原高原線の水道管布設替工事の実績による繰出金の減額ということでございます。

34ページをお願い致します。6款1項、飛びまして3目の農業振興費、19節はいずれも事業の入札執行及び事業実績による減額となりました。

4目の土地改良事業費につきましては、広域農道の県営事業の実績による減額ということでございます。

6目、農業集落排水施設整備費につきましては、処理施設の保守点検業務、その他物件費の実績減と、それから使用料の伸びによりまして財源更正による一般会計からの繰出金が減額となったということでございます。

7目広域農道事業につきましては、3月末までに路面凍結防止作業等の、積雪がなかったため不要となったということでございます。

35ページ、6款2項林業費、3目林業費につきましては、国の補正予算による林道橋梁点検診断業務の新規計上でございます。

36ページに行きまして、6款3項2目、漁港管理費につきましては、処理施設の運転管理業務、保守点検の実績による繰出金の減額ということでございます。

37ページ、8款2項2目、道路橋梁維持・新設改良費につきましては、町道のさわり木伐採の実績による人夫費の減。

13節1項につきましては、入札執行並びにルート決定による用地執行に不要額が生じたということでございます。

4目の大野原高原線道路改良事業費につきましても、入札執行等による不要領でございます。

38ページ8款4項港湾管理費につきましても、経営事業費の実績によります負担金の減。

39ページ8款5項2目、公共下水道費につきましては、今後、下水道事業債の償還のため基金の積立金の追加を行っております。公共下水道事業費の事業費確定による繰出金の減額ということでございます。

40ページにつきましては、8款7項の平似田太ノ浦線道路改良事業費に入札執行等による不要領が生じております。

41ページの9款1項3目、消防施設費につきましては、需用費の減額なのですが、防火水槽の漏水修理を予定いたしておりましたが、水槽全体の保水機能が低下しているということが判明致しましたので、予算を含めまして根本的な見直しが必要ということで本年度以降対応すると、こういうことで減額を致しております。

42ページ、10款1項2目、事務局費でございますが、これは学校施設、それから総合会館等の維持補修経費の今後見込まれる費用の財源といたしまして、基金の増額を行うものと、このとおりでございます。

43ページ、10款4項1目、幼稚園費につきましては、幼稚園就園奨励金の実績減でございます。

44ページ、10款5項2目、教育センター費につきましては、使用料の伸びによる財源更正等となっております。4目文化ホール費、これはいずれも実績による減額ということでございます。

45ページ、10款7項1目、学校給食共同調理場費につきましても、実績減でございます。

47ページにいきまして、12款1項1目元金、2目利子、共に地方公共団体金融機構資金への任意の繰上償還を行いましたので、ということでございまして、不要額が生じたということでございます。

9ページをお願い致します。2歳入、2款1項1目、地方揮発油譲与税、ここから17ページの12款1項1目の交通安全対策特別交付金までにつきましては、いずれも交付決定通知が3月下旬ということになりましたので、全て実績による増減額の計上をしたものとなっておりますので、説明は省略いたします。

18ページをお願い致します。13款2項1目、民生費負担金につきましては、社会福祉費負

担金が、老人ホームの入所者負担金ですけれども、毎年7月から変更となりますので、入所者の収入変動による実績によると。それから保育料につきましては、最終見込み額の減ということでございます。

14 款 1 項使用料、教育使用料はそれぞれ収入実績によるものでございます。

20 ページ 15 款 1 項、民生費国庫負担金につきましては、保育所運営費の実績による追加でございます。

飛びまして、23 ページ 16 款 2 項 2 目、民生費県補助金でございます。このうち 2 節の児童福祉費補助金につきましては、安心こども基金事業補助金については、認可保育施設の運営支援事業費補助金の実績となっています。放課後児童健全育成事業補助金については学童保育の実績。認可保育施設ほのぼの育成事業のうち、1 件が対象外ということになったということでございます。

4 目の農林水産業費につきまして、2 節の林業費補助金、これが国の補正予算ということで林道橋梁点検診断料の 6 割計上ということになっております。

25 ページに飛びます。21 款 4 項 3 目、違約金及び延納利息につきましては、水道業務委託契約の不履行による契約補償金の没収ということで、契約金額の 1 割を収入をいたしております。

26 ページ 22 款 1 項 1 目土木費。平似田太ノ浦線の実績による辺地対策債の減額。港湾費につきましても負担金の減額によります公共事業等債の減。

2 目の農林水産業費につきましても、同じく広域農道整備事業債の額、経営事業の実績によるということでございます。

5 ページをお願い致します。第 2 表繰越明許費でございます。2 款 1 項まちづくり交付金につきましては、平似田地区弘法広場舗装工事でございますが、これは地元から受注を受けた業者が年度末で手持工事を抱えており、年度内完了が困難ということで、地元からの要望を踏まえ次年度繰越となったものでございます。既に竣工いたしております。

6 款 2 項林業費ということで、林道橋梁点検診断業務委託につきましては、国の補正予算に伴うもので、3 月末内示になったことにより、次年度へ繰越すものでございます。

10 款 4 項、総合会館空調冷却塔修繕費につきましては、空調機と一体構造となる制御部品ということで、施設規模に合った特注品が必要ということで材料の年度内調達が困難ということでございます。既に 4 月末竣工いたしております。

6 ページをお願い致します。第 3 表地方債補正でございます。歳入予算で減額をいたしました辺地対策事業、公共事業等債の二本の減額補正を計上したものでございます。説明を省略いたします。

以上でございます。第 1 表は積上げでございますので説明を省略します、よろしく申し上げます。

○議長（森敏則君）

以上で説明が終わりました。これより質疑を受けます。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

今回 11 件の専決処分が出されて、その内 2 件が税条例、7 件が補正予算、2 件が契約変更

ということなんですけれども、そもそも、専決処分というのは、議会を開く機会が無いと、日時が無いから専決をするということで私どもは開いているんですけれども、この専決をされた日が税条例の2件については3月31日、それと一般会計補正並びに補正予算なんですけれども、これが3月27日ということで、27日は金曜日だったんですけれども、29日は金曜日ということだったんですけれども、あと、土曜日曜も議会は開けるわけですよ、開こうと思えば。そういった関係で、同じ11件の専決処分にはなんでこう、日付が統一されてなかったのかなという、ちょっと疑問を感じたものですから、お尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず税条例につきましては、微妙な訳なんですけれども、国の成立を待つということですので、3月31日付けでやらざるを得なかったんだらうと思うんですけれども、あと他の専決につきましては、月曜から金曜までの通常の業務の日にかということ、専決しております。税の条例につきましては、もう一度課長の方から何か3月31日の根拠がありましたら説明をお願いしたいと思います。税務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、税務課長。

○税務課長（三根貞彦君）

税条例につきましては、3月30日に国が公布になっておりましたので、それから事務をとりますして31日に専決というような形を取らせていただいております。で、30日に公布になりました。それから通知、議会を通知したりとかというふうな違はございませんので、専決というふうなことでございます。以上です。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

そういうことで、本来ならばこう、普通は今頃だったらですね、専決処分というのは大体、3月31日が普通だったかなというふうを感じるんですよ。その辺どうでしょうね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

31日、30日でもいいかと思えますけれども、今後はその辺は充分検討しながら進めて参りたいと思えます。

○議長（森敏則君）

他に。11番議員、本下君。

○11番（本下利之君）

18ページの2節、保育料の減ということは、具体的にどういうことでございましょうか。ご説明をお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。町長に代わり、町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

保育料につきましては、当初見込みで行っておりましたので、その分ですね。精算をやりまして、その精算と比較の結果、減になったというふうな状況でございます。

○議長（森敏則君）

11番議員、本下君。

○11番（本下利之君）

念を押しますけども、徴収、保育料の徴収不能ということではないですね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

これは一応見込み額に対しての減でございます。

○議長（森敏則君）

本下議員、よろしいですか。

○——△——

西坂君、徴収不能はなかとやろう。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時16分）

再開（午前11時17分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。町長。

○町長（渡邊悟君）

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

先程申しましたように、当初の、一番当初の見込み額と、それから実績等ですね、比較をやりまして、その差額ということでございます。

○議長（森敏則君）

他に。4番議員、堀君。

○4番（堀進一郎君）

ちょっと、今回補正の内容につきましの説明があつておりますけれども、今回利用料見込み額が、かなり出ておりますよね。もう今回23年の予算というのは、最終的な予算と思って、

これは決算と同じような取り扱いですけれども、一応 130,000 千円の剰余金が見込まれたから、積立金として 3 点ほど今回あげているということですね。それで、一応今現在のこの 3 点だけでいいです。教育問題、下水道、それから庁舎の基金がどの程度あるのか、一応これの報告、説明をお願いします。

それと 16 ページに今回、地方交付税、昨年これも決算的な対比をしてみますと、22 年度ですか、23 年、いや 23 年度ですか、24 年度と最終的なのを比べますと、かなり 60,000 千円ほど交付税が今度、地方交付税が減額になっておりますね。これの特別交付税、或いは普通交付税、その内容的に何が要因だったのか、ご説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

まず、一点目の基金の残高ということでございます。教育施設整備基金のですね、平成 24 年度末の残高が、212,000 千円です。212,000 千円。それから下水道事業金につきましては 307,000 千円。それから庁舎整備基金につきましては、60,000 千円でございます。

それと交付税が、前回の交付税が、対前年 64,400 千円減額ということになっています。比率にいたしまして 2.9% 減でございます。これを見ますと普通税が出すね、昨年と比較しまして金額で 42,318 千円、率にしまして 2.1% の減。これは大きく分けまして、個別の算定経費というのがあります。これは各行政科目ですね、消防とか土木とか学校とか、そういう個別の算定経費で 28,496 千円。これは何故かといいますと、対比表というのがあります。各行政項目全て対比表というものがあります。これが平成 22 年の国勢調査の結果でですね、標準合体の行政規模の見直しとか、或いは、そういった見直しによって対比表がガクッと落ちてますので、全般的にそういう額が落ちているということでございます。それからもう一つは包括的に算定経費というのがあります。これは人口と面積で算出されますけれども、これが 7,372 千円。それと地域経済雇用対策費というのが、これがあります。これが 19,326 千円で、これは、長崎県の場合はですね、どちらかという製品出荷額というのが、全国平均をこう、下回りますので、どうしてもこう、その辺の出が薄いんですね。それで減額というふうになっています。増えた要因というのが 14,991 千円、これ公債費です。辺地対策とか、災害復旧とかですね、交付税を反映される負債の額でございます。これをトータルしますと 40,533 千円ということになります。もう一つは基準財政収入額がですね、こう上がっております。法人税額とか、たばこ税とか。地方消費税です。こういった収入が上がるということになると、その差が縮まるというふうになりますので、それで結果的に、全体的には 42,318 千円ということで減少しています。特別交付税は、対前年比 22,138 千円でございます。率にしまして 13.3% の減。これは減額の理由というのは、財政需要額というのが影響いたしております。鳥獣、有害鳥獣対策、これが 21,000 千円の減です。もう一つは、今期の自治対策が、今年は設計業務でしたので、これが 5,000 千円、特交、特別交付税が減額となったとい

うこととございます。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

27 ページの歳出なんですけども、11 目の地域づくり推進事業費、時間外手当 1,000 千円減になっておりますが、これは予算を立てられた時の、事業に対する執行率、どのくらい仕事ができ、1,000 千円お金が残ったのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、まちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

地域づくり推進委員事業費については、まちづくり交付金等の地域エリア制の、こういったものについてですね、事務費等について充てたものでございまして、80 名ほどのですね。職員の時間外等を計上しておりましたけれども、実質、実績として時間外労働が 5~600 千円ありましたので、結果的に 1,000 千円ほどの減額となりました。執行率につきましては、全地区、34 地区の執行ができて、補助金内示額については 98%の執行になっております。以上です。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

そしたらですよ、当初その、時間外の算出、根拠、ちよつとこう、過大な見積もりになったんですかね。それか、時間外手当をもらわなくて、職員が自主的にまちづくりに参加されたっていうのもあるんでしょうか。2 点お尋ねいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、まちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

地域、まちづくり、地域エリア制度等になって、要望等のあったものについては出席を全としております。結果的に算出の方が過大だったというふうな形でございます。と思われま

す。

○議長（森敏則君）

岡田議員、いいですか。

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

当初、まちづくりってというのは要望があったのじゃなくて、積極的に職員が出向いて行って、こういう事業とか、まちづくりの基本理念とか、説明するような形ではなかったんですかね。その要望があった地区だけ行くっていうことに決まったんですかね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

全地区出向いております。それで多分、今資料を持ってきておりませんが、職員の何名という地域エリア担当制、課長を含む。全ての殆どは職員ですけれども、それに、2時間という単位で予算計上しておりました。

それで、地区、各地区によっては、例えば3回も4回も行ったこともあるだろうと思えますけれども、もう2時間を限度ということですので、それ以上の地区にあっては、全く無報酬で行っているという事がございますね。それ以外のやつで、例えば偶々地域の職員でもらっていないという方も、職員もいるかもわかりません。詳細につきましては、もし良ければ、後でまた報告したいと思います。

○——△——

はい、了解しました。

○議長（森敏則君）

他に質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第37号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度東彼杵町一般会計補正予算（第8号））は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 4 号))

日程第 13 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号))

○議長 (森敏則君)

次に日程第 12 議案第 38 号、専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))、日程第 13 議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)) 以上 2 議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長 (渡邊悟君)

議案第 38 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

内容につきましては、平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) でございます。

次に議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

内容につきましては、平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) でございます。いずれにつきましても、町民生活課長からそれぞれにつきまして説明いたします。

○議長 (森敏則君)

町民生活課長。

○町民生活課長 (富永勝君)

それでは、議案第 38 号、平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処분을、本年の 3 月 29 日付けで行いましたので、それに関して説明を致します。

13 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費から 16 ページの 1 款 4 項 1 目の趣旨普及費につきましては、一般会計繰入金との財源更正であります。

17 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費、19 節につきましては、本年度決算見込み額を算出しました結果、減額が見込まれるため、8,500 千円を減額計上しております。2 目退職被保険者等療養給付費、19 節につきましても本年度決算額、決算見込み額を算出しました結果、減額が見込まれるため、3,400 千円を減額計上しております。

18 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目、一般被保険者高額療養費及び 2 目の退職被保険者等高額療養費の 19 節につきましても、本年度決算見込みを算出しました結果、減額が見込まれるため、それぞれ 900 千円と 400 千円を減額計上しております。

19 ページをお願いします。2 款 4 項 1 目、出産育児一時金、19 節につきましては、本年度決算見込み額を算出しました結果、これもですね、減額が見込まれるために、2,000 千円を減

額計上しております。

20 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目、老人保健医療費拠出金、19 節につきましては、社会保険診療報酬支払基金、決算見込みによる減によりまして、380 千円減額計上しております。

戻っていただいて、歳入の 5 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目、療養給付費等負担金につきましては、一般被保険者にかかる療養給付費等負担金変更決定によりまして、4,509 千円を減額計上しております。

6 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目、財政調整交付金につきましては、平成 24 年度国の財政調整交付金の確定によりまして、3,164 千円を追加計上しております。

7 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目、療養給付費交付金につきましては、社会保険診療報酬支払金の療養給付費交付金が確定いたしましたため、312 千円を追加計上しております。

8 ページをお願いします。6 款 2 項 1 目、県の財政調整交付金につきましては、交付額確定によりまして、1,928 千円を減額計上しております。

9 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目、共同事業交付金及び 2 目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、事業実績によりそれぞれ 8,049 千円と 11,718 千円を追加計上しました。

10 ページをお願いします。9 款 1 項 1 目、基金繰入金につきましては、平成 24 年度決算見込み額によりまして 33,465 千円を減額いたしました。

11 ページをお願いします。9 款 2 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、平成 24 年度確定によりまして、603 千円を減額計上しております。

12 ページをお願いします。11 卷 4 項 2 目、一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等による第三者納付金として 1,622 千円を追加計上いたしました。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、ただいまの説明いたしました補正の積上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上よろしくをお願いします。

続きまして、議案第 39 号 平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療療養特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分を 3 月 29 日付けで行いましたので、説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入では収入実績により、歳出では支出実績にあわせて補正予算を専決処分しております。主なものにつきまして説明をさせていただきます。

9 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費の委託料は、当初 350 人の健康診査の受診者を見込んでおりましたが、実績として 267 人の受診となったため、609 千円を減額です。また、19 節、負担金補助及び交付金は当初 50 人の人間ドッグ受診見込みに対しまして実績といたしまして、37 人の受診となりましたので 369 千円をそれぞれ減額計上いたしました。

11 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、保険料等納付金につきましては、保険基盤安定負担金の減により、広域連合への納付する保険料が減額となりましたので、1,543 千円を減額計上しました。

12 ページをお願いします。4 款 1 項、予備費の支出につきましては、支出がありませんでしたが、今回の補正の財源調整のため 210 千円減額いたしました。

戻っていただきまして、5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目、特別徴収保険料、及び 2 目、普通徴収保険料、1 節、現年度分は、県広域連合から通知がありました金額で、特別徴収保険料は 1,581 千円の減額、普通徴収保険料は 1,321 千円を追加計上いたしました。

6 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、保険料等納付金の減によりまして 2,000 千円を減額計上いたしました。

8 ページをお願いします。6 款 5 項 4 目、雑入につきましては、健康診査及び人間ドックの受信料として、全額広域連合から交付されますが、歳出で説明しましたとおり、受診者の減によりまして 1,001 千円を減額計上いたしました。

戻っていただきまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積上げですので説明を省略させていただきます。以上説明を終わります。よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

以上で説明を終わりました。

それではこれより一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。7 番議員、佐藤君。

○7 番(佐藤隆善君)

議案第 38 号、歳出の 19 ページ、出産一時金のことですが、予算額は 4,200 千円で減額が 2,000 千円。これはどういう事業でどういう根拠で 4,200 千円を計上して、減額が 2,000 千円ということになるんですか。そこの説明をお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、町民生活課長。

○町民生活課長（富永勝君）

予算的にはですね、当初 10 件を見込んでおりました。1 件 4,200 千円ということでした。420 千円ですね。1 件 420 千円で計算しております。実績といたしまして 5 件の実績がありました。5 件のうちに 4 件が 420 千円の計算ですけれども、1 件につきましては、390 千円。これは死産の方です。死産の方につきましては、産科医療保障制度の適用がありませんので 30 千円減で。5 件ということで実績があがってきたことありますので、2,000 千円の減額ということです。

○——△——

事業内容をちょっと言って。事業内容。

○議長（森敏則君）

引き続き、町民生活課長。

○町民生活課長（富永勝君）

事業につきましては、妊婦さんが子どもさんを産まれる時に、正常分娩でありますと、保険外適用になります。保険外適用の分につきましては 1 件あたり 420 千円。先程言いましたよ

うに、参加医療保障制度というのがありますので、30千円加算して420千円をお子様が産まれた方にですね、支出ということになっています。

○議長（森敏則君）

よろしいですか。7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

他のもですね、18ページの保険給付費とか医療費、補正で増やして行って、最終的に減額ということで、実績で調整ということになっていると思うんですが、こう見比べていくと初めから予定通りに、ピタッといくということは有り得ないとはわかっているんですけども、あまりにも何と言いますか、算定、当初の算定、途中での見直し、これと実績がかけ離れた数字が、特別あがってくるのが多いんじゃないかと思ってるんですけども、そういう点についてはどのように途中でされているのか。3月まで待たないと、これがはっきりわからなかったのか。妊婦さんというのは母子手帳の申請があっているはずですから、毎月1回ですか、母子手帳の申請は。そうしますと、転入者で妊婦さんが転入するってということも有り得るかもしれませんが、一定のところでもっと早くわかるんじゃないですか。そこら辺のチェックとか、どのような体制でされているのか、そこをちょっともう一回お願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、町民生活課長。

○町民生活課長（富永勝君）

今、議員が仰るとおりですね。途中で見直すというのを行えば、当然12月補正とかで上程できたと思うんですけども、こっちの希望としては一応最後まで、一応わからないということで、年末待って対処するということです。

それで、母子手帳の交付も、毎月、言われるように配ってますけども、照合というのが行われているか、ちょっと。私が当時担当していた時には、ずっと母子手帳の交付簿を見せてもらって計算してましたけれども、そこら辺、担当のほうが行っているかどうか、事前にはっきりしていないところもあります。今後、そう言われるようにそこら辺のチェックも含めて、早期に対処するようにしたいと思っております。

医療費の算定ですけども、なかなかこの読みというのが、年間に医療費をどれくらい算定するかというのが、算定式が、当初予算の段階であります。前年度の実績とか、3年間の実績とかも考慮して、当初予算で計上します。しかし、年度途中で、去年の場合特に、高額の医療費が増額、出てきたということで、途中で補正予算をあげて対応したんですけども、実績としてはその後、あまりそれまでに医療費がなかったということで、今回減額をさせてもらったということでもあります。よろしくをお願いします。

○議長（森敏則君）

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

今のことですけれども、結局私が言いたいのはですよ、この、同じ課の中で共通して仕事をしているわけですよ。共通した仕事を。なぜ連携が取れないかっていうことなんですよ。一番の問題は。窓口と窓口で連携取れば、すぐ情報は確認できるんでしょう。これの情報を、職員同士で交わすことが、個人情報に引っ掛かるとか、そういうことじゃないでしょう。これ、職務上のことですから、問題ないと戸おもうんですけどね。どうもそこら辺のですね、横の繋がりと言いますか、そういうふうなことが、何かこう、ちょっと一言言って、一言もらえばわかることですが、いつまでも後、後、後、後に延ばして、決算の時にならないわからなかったとか、そういうことに繋がっていつてんじゃないかっていうことを、心配するわけですよ。役場の中に、たったこれだけの人間しかいないわけですから、そこら辺のことをもう少し連携を蜜にさせていただければ、3月の補正で、いくらかは出てくるでしょう。

高額医療の問題も、ずっと補正を、議会のたびに補正、補正、補正で、高額医療の方がね、増額してきたわけでしょう。それで一番最後になったら今度は減額でしょう。それとも何かこう、見て、ピシッてならないってというのはわかってるんですけども、そこら辺のこと、町長、横の連携ってということで、観点から一言。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程の、出産一時金。こういう類の事務はですね、当然、議員が仰るように、気配りをすれば当然わかるわけですから、これは、母子手帳あたりの交付をされますので、早めにわかりますので、これはもう正に、言われるとおりに連携をとって行きたいと思っております。

2点目の医療費につきましては、確かに、最近高額医療で12月の時点で、確かに前年度の医療費相当をあげるわけですけども、それが大きく、少なくなる場合もあるんですね。オーバーする場合がありますし、非常に、医療費はですね。今はもう、特に高額医療で、毎月見えておりますけれども、とてもじゃないですけどね、予測しないような額があがって参りますので、これは、ちょっと専決させてもらわないと無理かなと思っております。

それ以外の、育児、出産一時金につきましては、極力連携を図りながら、こういう財政運営で無駄がないように、専決処分しなくても当然3月、或いは12月で見込みができるわけですから、適正にですね運営をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いします。

○議長（森敏則君）

他に。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

それではお諮りします。議案第38号、議案第39号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第38号、議案第39号は、委員会付託を省略することに

決定しました。

これから一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 38 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから、議案第 39 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 14 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）)

日程第 15 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号))

日程第 16 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号))

日程第 17 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号))

○議長（森敏則君）

次に日程第 14 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号））、日程第 15 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））日程第 16 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））日程第 17 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））、以上 4 議案を一括して議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

次に議案第 41 号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

いずれにつきましても、詳細につきましては水道課長より説明致します。よろしく申し上げます。水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

議案第 40 号、平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を説明します。

8 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費の 25 節につきましては、剰余金につきまして、建設改良費積立金としての 12,763 千円を追加計上いたしました。27 節公課費につきましては、消費税納付金の実績により 2,375 千円を減額しております。

9 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目、給水費の 3 節職員手当等、及び 11 節需用費の修繕費につきましては、1 月から 3 月の修繕が少なかったことによる減となっております。13 節の委託料、15 節の工事請負費、18 節の備品購入費につきましては、それぞれ執行減により減額しております。特に、工事請負費につきましては、メーター機の交換ですけれども、計画は 355 個に対しまして、決算では 338 個を交換、取替をいたしております。備品購入費につきましては、計画 42 個を予定しておりましたけれども、実績は 371 個となっております。

10 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、建設改良費ですけれども、15 節工事請負費につきましては、公共下水道工事に伴い支障となる水道管の布設替えを予定しておりましたけれども、事業量が減少したことによる減。また、名切地区の執行減により、合わせて 6,137 千円の減額となっております。

11 ページは、一般会計との財源更正を行っております。

次に歳入の 5 ページに戻っていただきまして、1 款 1 項 1 目、水道使用料につきましては、実績によりまして給水量が減となりました。1,135 千円を減額しております。

6 ページ、7 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、公共下水道事業分 2,364 千円、大野原高原線道路改良事業分 630 千円など、合計しまして 3,017 千円の減額となりました。

次に 7 ページをお願いします。7 款 2 項 1 目、財政調整基金繰入金につきましては、財政調整を行いまして、1,270 千円を減額しております。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、及び 3 ページ、4 ページにつきましては、積上げですので説明を省略させていただきます。

次に議案第 41 号、平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますけど、主な、7 ページの歳出をお願いします。1 款 2 項 1 目、排水費の 11 節需用費につきましては、修繕費の実績減によりまして、420 千円の減額となりました。13 節の委託料は、処理施設運転管理業務の執行減。15 節工事請負費につきましては、新規公共マスと路面補修費を計上してはありますが、実績が無く減額計上しております。

次に 5 ページの歳入をお願いします。2 款 1 項 1 目、使用料につきましては、実績による使用料の増額分でございます。

次に 6 ページ 4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金ですけど、歳入歳出の実績によりまして 3,600 千円の減額計上しております。

戻りまして、1 ページから 4 ページは、積上げですので説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 42 号、平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

6 ページの歳出をお願いします。1 款 2 項 1 目、排水費につきましては、13 節委託料の実績によりまして 900 千円の減額でございます。

次に 5 ページの歳入をお願いします。4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金ですが、排水費の実績減によりまして、900 千円を減額計上しております。

戻りまして、1 ページから 4 ページは、説明を省略させていただきます。

次に議案第 43 号、平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

9 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては財源更正をやっております。

10 ページ 1 款 2 項 1 目、排水費の 11 節需用費では、処理場の光熱水費、修繕費等の減でございます。15 節工事請負費につきましては、新規公共マス設置工事分で、計画 5 件に対して実績 4 件でございます。248 千円の減額でございます。

11 ページの 2 款 1 項 1 目、下水道建設費につきましては、3 節職員手当等、13 節委託料、15 節工事請負費の実績を精査の結果、合わせまして 1,900 千円を減額いたしました。

次に 12 ページをお願いします。3 款 1 項 2 目、利子は実績により、一時借入金の利子分 210 千円の減でございます。

5 ページをお願いします。歳入の 1 款 1 項 1 目 1 節、下水道事業費負担金の現年度分 640 千円、2 節滞納繰越分 163 千円をそれぞれ実績により追加計上いたしました。

6 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、使用料につきましては、収納実績によりまして、1,005 千円を追加計上いたしました。

7 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目、手数料は実績により減額しております。

8 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の差し引きにより 4,437 千円を減額いたしました。

戻りまして 1 ページから 4 ページは、積上げでございます。説明を省略させていただきます。

以上終わります。よろしくお願いたします。

○議長（森敏則君）

以上 4 議案、説明が終わりました。これより、一括して質疑を行います。

質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないですか。サイレンが鳴り終わりましたけれども、質疑どうぞ。ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

ないですね。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

何か質問しないといけないでしょうから。議案第 40 号と、議案第 43 号、下水道と上水道なんですけども、これを見ますと、5 ページの使用料、上水道の使用料を見ますと、彼杵地区は 800 千円、千綿地区は 300 千円、蕪地区 35 千円となっておりますけども、彼杵地区はわかるんですよね。この下水道の方で見ますと 1,000 千円、下水道使用料が増えているということで大体そうかなと。公共下水道に接続されてるんだなということはわかるんですけども、千綿地区はそういったものが全然ないわけですよ。それで 300 千円使用料が減っているということなんですけども、こういった分析をどのように考えてられますか。使用料が減ったということは。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

上水道、簡易水道の使用料でございますけども、件数につきましては、ほぼ変わっておりません。ただ 10 t を超える超過料金ですね。これが使用量が減ったことによって、全体的に 1,000 千円減っているということでございまして、千綿地区につきましても、件数は当初予算では 628 千円を計画しておりましたけれども、実績で 3 月末で 625 件でございまして、使用料、基本料金はほぼ変わりませんが、超過料金が減った関係で 1 年間通して見ますと、計画よりも 387 千円ほど減っているという状況でございます。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

私がもう少し言いたいのはですね、今度、上水道も今度、あと2年ほどすれば企業会計になるわけですよ。独り立ちしていかないといけないわけですよ。ということは、収益は、その企業会計の収益はこれだけなんです。水道使用料だけ。これを増やさないと会計は上手くいきません。まあ、水の無駄使いを奨励するわけでないんですけども、やはりそういうことを頭に置いてですよ、やはりこの、下水道の使用料を増やす、上水道の使用料が、ちょっと地区にばらつきが、アンバランスがあるということをきちっと頭に入れて、あと2年後の企業会計に、是非参考にされたらどうかということ、ちょっとお尋ねしたわけです。

○議長（森敏則君）

答弁はいいですね。他に。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

それではお諮りします。議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次にこれから、議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから、議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから、議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度東彼杵町農業集落排水事業、訂正。東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから、議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度公共下水道事業特別会計予算（第4号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第18 報告第1号 専決処分の報告について

（里一ツ石線改良工事（10工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）

日程第19 報告第2号 専決処分の報告について

（遠目中央線改良工事（13工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）

○議長（森敏則君）

次に日程第18 報告第1号 専決処分の報告について（里一ツ石線改良工事（10工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）、日程第19 報告第2号 専決処分の報告について（遠目中央線改良工事（13工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）、以上2議案を一括議題とします。

本案についてそれぞれ説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第1号 専決処分の報告について、町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条例第3条の規定により報告する。工事の請負契約でございますけれども、里一ツ石線改良工事（10工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更につきましてでございます。

次に報告第2号、専決処分の報告について、町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条例第3条の規定により報告する。これは、遠目中央線改良工事（13工区）請負契約の変更でございます。

詳細につきましては、建設課長から説明させます。建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

報告第1号、里一ツ石線改良工事（10工区）請負契約の変更について、代わりましてご説明いたします。契約変更の理由は、里一ツ石線改良工事（10工区）の契約変更でございます。

契約方法につきましては、当初指名競争入札、変更は随意契約でございます。変更前の契約金額は、50,610千円。変更後の契約金額は、54,506,550円。3,896,550円の増でございます。契約の相手方、有限会社田中建設、代表取締役 田中和幸でございます。

平面図でご説明をいたしたいと思っておりますけれども、図面右が、右側になります。中央斜めに、長崎自動車道がありまして、左上が長崎方面です。今回の工事区間につきましては、図面中央下の長崎自動車道、里第1橋を渡った所から、上の第2橋手前までを行っております。

今回の変更の主なものにつきましては、切土法面、ここに横断図がございますけれども、中央左に、中央に横断図がございますけれども、切土法面部の硬度試験を行っております。この結果現設計の種子吹付工では緑化出来ないことがわかりまして、風化の恐れがあるということで、モルタル吹付工523㎡の変更。また、この辺水量が多いということでございまして、湧水処理工の追加などで、契約額に変更が生じたためのものがございます。工期は6月20日迄でございます。以上でございます。

続きまして、報告第2号、遠目中央線改良工事（13工区）請負契約の変更について、代わりましてご説明をいたします。契約変更の理由は、遠目中央線改良工事（13工区）の契約変更でございます。契約方法は、当初指名競争入札、変更は随意契約でございます。変更前契約金額は54,375,300円、変更後の契約金額は58,998,450円。4,623,150円の増でございます。契約相手方は、有限会社東峰、代表取締役 三根哲夫でございます。

平面図でご説明いたします。図面左側が蕪からきた林道でございます。右下方向が遠ノ久保橋になります。中央右にあるのが養鶏所です。工事によって発生しました土を盛土材として利用するための仮置き場として、またその土を石灰による改良を行いますので、その場所として借地をいたしております。今回の変更の主なものは、仮置きを行っている土台盛土材につきまして、転石類が非常に多くてですね、そのままでは利用できないということから、石液除去工の追加と併せ、発生した転石の産業廃棄物処理工の追加をいたしております。また、平成20年度より盛土材の仮置き場として借地を行ってきた箇所の返却に伴います。整地工の追加のため契約額に変更が生じたためのものがございます。工期を6月20日迄といたしております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第1号、報告第2号を終わります。

日程第20 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

次に、日程第20 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。それでは委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件は、継続調査とすることに決定しました。

日程第 21 議席の変更について

○議長（森敏則君）

次に、日程第 21、議席の変更について議題とします。

お諮りします。会議規則第 3 条第 3 項の規定により、1 番議員、福田修君と、4 番議員、堀進一郎君の議席を変更し、1 番議員、堀進一郎君、4 番議員、福田修君としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議席の変更については、以上のとおり変更する事に決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 25 年第 2 回東彼杵町臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

散 会（午後 00 時 14 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 25 年 12 月 10 日

議 長 森 敏 則

署名議員 橋村 孝彦

署名議員 浪瀬 真吾